

答えは

A ×

金融商品の保有を、ライフプラン状の目的から分類すると、①準備資金(病気やレジャー等への備えとしてなど、現金化したい時にすぐに現金化できる資金)、②短期資金(数年以内の住宅改築資金や結婚資金など)、③中長期資金(子供の教育資金や老後の生活資金)、④利殖資金(目減りしても困らない余裕資金で収益をあげることを目的としたもの)に分けられます。よって、問いの資金は「利殖資金」となります。



矢口 イチ

高知県金融広報委員会では、皆さんの企画した講演会や勉強会などに「金融広報アドバイザー」を講師として無料で派遣します。「家計簿のつけ方を学びたい」など、くらしに関わる金融情報について学習したいときは、高知県金融広報委員会事務局までお問い合わせください。

TEL:088-822-0114

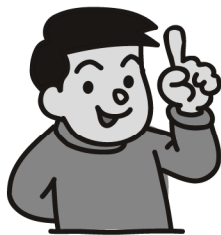
消費生活センター便り

賃貸借トラブル

転勤や卒業などに伴う引越シーズンが近づいてきました。

賃貸住宅を退去する際には、原状回復の費用をめぐる貸主とトラブルになることがあります。

賃貸借トラブルを避けるために、入・退去時における損耗等の有無など物件の状況をよく確認しておくことや、契約締結時において、現状回復などの契約条件を当事者双方がよく確認し、納得したうえで契約を締結するなどの対策をとるようにしましょう。



国土交通省では「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成し、一般的なルールを示しています。

また、県内の不動産業界では「高知県ルール」を策定し、修繕箇所ごとに退去費用の負担基準を定めています。

当事者同士の話し合いで解決が困難なときは、裁判所の調停を利用したり、法律専門家に相談してみましょう。

原状回復とは、借主の故意・過失、通常の使用を超える損耗、毀損を復旧することです。通常の使用とは、通常の住まい方、使い方をしている、発生すると考えられるもので、日焼けによる畳や壁紙の変色などがこれに当たります。

●高知県ルールの一例

壁紙の一部を破損した場合は、借主の負担は「幅0.9メートル×壁の高さ」。

ただし、新旧の壁紙の色が違う場合は、経過年数を考慮した上で1面分の張替えを負担することもある。

「賃貸借トラブル110番」開催のお知らせ!

高知県立消費生活センターでは、高知県司法書士会と共催で「賃貸借トラブル110番」を開催します。相談は無料、事前の予約は不要で、面談による相談の他、電話での相談も受け付けます。

日時: 3月4日(日) 午前10時から午後4時

会場: 高知市旭町3丁目 こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階 高知県立消費生活センター

電話番号: 088-824-0999

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

☎088-824-0999

相談受付/日~金 9:00~16:45

※日曜日も相談を
受け付けています。

休 所 日/土、祝日、12/29~1/3

●くらしネットkochi編集・発行者

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL:088-823-9653

FAX:088-823-9879

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601>